

# 投資信託等の運用に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定  
平成16年 5月25日改正  
平成17年 6月 9日改正  
平成18年 5月24日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成19年11月16日改正  
平成21年 1月16日改正  
平成21年 3月19日改正  
平成23年 2月17日改正  
平成26年 7月17日改正  
平成26年11月20日改正  
平成26年12月18日改正  
平成27年 7月16日改正  
平成30年 6月13日改正  
令和 2年 6月10日改正  
令和 5年 4月20日改正  
令和 5年12月21日改正

## (目的)

第1条 この細則は、投資信託等の運用に関する規則（以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、同規則の施行に関し必要な事項を定める。

## （規則第4条の5に規定する事項）

第1条の2 規則第4条の5に規定する細則で定める社内規程において整備すべき事項は、次に掲げるものとする。

（1）当初DD、定期的DD及び臨時DD並びに継続的モニタリングを実施する部署及び実施時期。

特に臨時DDの実施時期として、組入れ投資信託証券の運用パフォーマンスの大幅な悪化、運用会社または外部委託先における運用の基本方針や運用体制・社内体制、資本関係の重大な変更、不祥事の発生など、具体的に規定するものとする。

（2）当初DD、定期的DD及び臨時DDにおいて確認すべき事項の例。

- イ 運用戦略
- ロ 運用体制、運用パフォーマンスと運用リスク
- ハ リスク管理体制を含む内部管理体制
- ニ 運用財産の管理方法
- ホ 分配方針、換金方法
- ヘ 経費率や運用報酬
- ト ANNUAL REPORTの記載事項

（3）当初DD、定期的DD及び臨時DDの結果を踏まえた、投資信託証券の組入れ及び外部委託の開始、継続又は中止を決定する責任と権限、決定に至った経緯と決定内容の記録の方法。

なお、開始、継続又は中止の決定にあたっては、投資家に対して負う忠実義務を果たし、

顧客の利益を第一に考えた観点から検討し、決定するものとし、その際の検討課題として、投資目的に整合的な運用戦略か、投資目的達成の実現可能性、運用資産における過度なリスクの有無など具体的に規定するものとする。

(4) 継続的モニタリングにおいて確認すべき事項の例。

- イ 運用パフォーマンス
- ロ 運用リスク（流動性リスクを含む）
- ハ その他のリスク

(5) 当初DD、定期的DD及び臨時DD並びに継続的モニタリングの結果の報告先とその頻度

(6) 臨時DDの実施を決定する権限及びその結果の報告先

(流動性リスク管理に係る取締役会等による監督)

第1条の3 規則第2条の4第2号に規定する細則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 流動性リスク管理を適切に実施することを確保し、流動性リスク管理態勢が適切で効果的であるかどうかを評価する流動性リスク管理担当者を任命し、取締役会等に対し、流動性リスクに関する管理の状況と必要に応じて適切に追加的な流動性分析等が実施されているのか等について、定期的に報告させ、自社の管理態勢が適切で効果的であることを確認すること。

(2) 取締役会等で自社の流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認すること。

(3) 取締役会等において、自社の流動性リスク管理態勢が適切で有効であることを検証する際には、次に掲げる事項を考慮すること。

- イ 追加的な分析・管理ツール等を使用することが必要となった場合において、予算、人員等の十分なリソースが確保されているか。

- ロ 関係当局等からの要請に基づいて短期的な対応が必要となった場合において、予算、人員等の十分なリソースが確保されているか。

- ハ 社内や監督官庁、受益者に対する報告が状況に応じて迅速に実施される態勢となっているか。

- ニ 各種流動性リスク管理ツール等の使用について、その使用開始等について決定する責任者が定められているか。

- ホ 設定・解約の停止等の各種流動性リスク管理ツールの行使方針について、明確に書面化されているか。

(事後チェック体制)

第1条の4 規則第6条第2号に規定する細則で定める事後チェック体制は、運用の計画、運用の実行、運用計画に沿わない実行が行われた際の理由等、これらの事跡を保存し、事後的に検証できる体制とする。

(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)

第1条の5 規則第8条の2第1項第2号に規定する細則で定める発注部門が一括発注として取り

扱うための要件、手続き等は次の各号に掲げるいずれかの内容を含むものとする。

(1) 発注部門に執行についての裁量が与えられている場合

- イ 一括発注を行った後に発注の追加を行う場合で、当初の一括発注が未約定の場合は、隨時発注の追加ができること
- ロ 一括発注を行った後に発注の追加を行う場合で、当初の一括発注に一部約定がなされた場合は、当該追加発注までの約定を当初の一括発注で束ねられた投資信託財産の間で所定の配分を行い、その後、当初の一括発注の未約定分と追加注文を一括して新たに一括発注を行うこと

(2) 発注部門に執行についての裁量が与えられていない場合

注文着信が同一時点である有価証券等（規則第8条の2に規定するものをいう。以下第1条の5において同じ。）の売買注文に限ること

(一括発注に係る平均単価の計算方法)

第1条の6 規則第8条の2第3項に規定する細則で定める計算方法は、一括発注に係る総約定金額を総約定数量で除して計算する方法とする。

なお、当該計算方法により算出された価格に端数が生じる場合の端数処理について、あらかじめ発注する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。）及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者と桁数及び端数処理の方法を取り決めるものとする。

(一括発注に係る配分方法)

第1条の7 規則第8条の2第4項に規定する細則で定める配分方法は、次に掲げる注文について、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 有価証券等の買注文 次のイ又はロに掲げる方法

- イ 一括発注に係る総約定数量を総注文数量で除した比率を各投資信託財産毎の注文数量に乗じて算出する方法
  - ロ 一括発注に係る複数の投資信託財産の純資産総額の合計額に対する当該投資信託財産の純資産総額の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法
- ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託財産の注文数量を超えないものとする。

(2) 有価証券等の売注文 次のイ又はロに掲げる方法

- イ 前号イに掲げる方法
  - ロ 一括発注に係る複数の投資信託財産の当該売却に係る有価証券の保有数量の合計数量に対する当該投資信託財産の保有数量の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法
- ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託財産の注文数量を超えないものとする。

(3) 前2号以外で、社内規則においてあらかじめ定めたファンド間の公平性に留意した方法

2 規則第8条の2第4項に規定する端数処理は、次に掲げる方法とする。

- (1) 前項に掲げる方法により算出された配分数量に取引単位に満たない数が生じた場合の端数処理の方法は、次のイ又はロに掲げる方法とする。
- イ 切捨てによる方法
- ロ 四捨五入による方法
- (2) 前号の規定に基づき切捨てられた数量の合計数量又は四捨五入の結果生じる総約定数量と各投資信託財産への配分数量の合計数量との差についての配分は、委託会社があらかじめ社内規則に優先順位その他必要な事項についての合理的な基準を定め、当該基準に基づき配分するものとする。

**第1条の8** 前3条の規定は、投資信託財産と投資信託財産以外の運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）又は運用財産（投資信託財産が含まれる場合に限る。）と外国運用財産（金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年府令第52号）第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。）との一括発注の運営が行われる場合に準用する。なお、この場合において第1条の3第1号中「東ねられた投資信託財産」とあるのは「東ねられた運用財産又は外国運用財産」と、第1条の5第1項第1号イ中「各投資信託財産毎」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産毎」と、同号ロ及び同項2号ロ中「複数の投資信託財産」とあるのは「複数の運用財産又は外国運用財産」と、「当該投資信託財産」とあるのは「当該運用財産又は外国運用財産」と、同条第2項第2号中「各投資信託財産」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産」と読み替えるものとする。

(未上場株式、未登録株式の要件)

**第2条** 規則第11条第1項第2号に規定する細則で定める要件を満たすものは、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。ただし、規則第11条第2項に規定する未上場株式等を間接保有する場合には、当該投資先が監査を受けていれば、この限りではない。

- (1) 金商法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金商法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている会社の発行すること
- (2) 公認会計士又は監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等が入手できる会社の発行すること
- (3) 公認会計士又は監査法人により、金商法又は会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行すること
- (4) 外国株式であって前3号に準ずるもの

(外国投資信託証券の要件)

**第3条** 規則第12条第1項第5号及び第22条第1項第1号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。

- (1) 次に掲げる要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること

- イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること
  - ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること
  - ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はこれに準ずる機関が存在していること
- ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金及び果実等について送受金が可能であること
- (2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること
- イ 外国投資信託又は外国投資法人（以下「外国投資信託等」という。）の純資産総額が1億円以上であること
  - ロ 運用会社又は管理会社の自己資本又は純資産総額が5,000万円以上であること
  - ハ 銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託しているものであること
- ニ 有価証券（現物に限る。）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額を超えるものでないこと
- ホ 借入れについて、純資産総額の10%を超えて借入れを行うものでないこと（合併等により、一時的に10%を超える場合を除く。）
- ヘ 一発行会社（投資法人を含む。）の発行する株式（投資法人が発行する投資証券を含む。）について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと  
ただし、信託契約型投資信託の場合は、当該投資信託の運用会社又は管理会社が運用の指図を行っているすべての投資信託に組み入れられた株式の合計額が、発行済総株数の50%を超えて投資するものでないこと
- ト 私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等流動性に欠ける資産に投資する場合については、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること  
ただし、投資方針として、流動性に欠ける資産の組入れを15%以下としていることが明らかなものについてはこの限りでない
- チ 外国投資法人が自ら発行した有価証券を取得するものでないこと
- リ 組入れる投資信託証券が外国投資信託受益証券の場合は、運用会社又は管理会社が、自己又は投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引を禁止している外国投資信託であること
- ヌ 組入れる投資信託証券が外国投資証券の場合は、運用会社が、自己又は第三者の利益を図る目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の適正を害する取引を禁止している外国投資法人であること
- ル 設定又は設立された国若しくは地域において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること
- ヲ 設定又は設立された国若しくは地域において、投資者及び監督官庁に対し外国投資信託受益証券又は外国投資法人の内容に関する開示が行われているものであること  
ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない
- ワ 外国投資信託又は外国投資法人の財務諸表について、独立した監査人の監査を受けてい

るものであること

カ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（規則第17条に規定する「デリバティブ取引等」をいう。以下同じ）を行うものないこと

ただし、当該外国投資信託の投資信託財産又は当該外国投資法人の運用財産に関し、日々の基準価額が取得できる等、デリバティブ取引等に係る当該発生し得る危険を適切に把握できる場合には、規則第17条に従い、国内の投資信託証券においてデリバティブ取引等を適正に管理している場合の本号の適用は、任意として差し支えないものとする。

ヨ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものないこと

ただし、当該外国投資信託証券におけるエクスポージャーがルックスルーできる場合には、規則第17条の2及び第17条の3に従い、国内の投資信託証券において信用リスクを適正に管理している場合の本号の運用は、任意として差し支えないものとする。

#### （投資信託証券の組入制限の例外）

第3条の2 規則第12条第2項に規定する細則で定める投資信託証券は、以下に掲げるものとする。

- (1) 取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）なもの
- (2) 投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの

#### （受益証券発行信託の受益証券等の要件）

第3条の3 規則第22条第1項第2号ホに規定する細則で定める要件を満たすものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 価格が公表されるなど、時価評価が可能なものであること
- (2) 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

#### （資金の借入れの限度額等）

第4条 規則第15条第1項第9号に規定する細則で定める限度額は、次に掲げる場合について当該各号で定める期間及び限度額とする。

- (1) 投資信託財産が当該投資信託財産の解約代金の支払いに応ずるために資金手当て（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含む。）を目的とする場合の借入れは、投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等（有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。）の売却代金の受渡日まで、又は有価証券等の解約代金の入金日まで、若しくは有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の

当該期間とし、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を借入残高の限度額とする。

(2) 分配金再投資型投資信託の分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、分配金の支払日から翌営業日までの間とし、分配金再投資額を借入残高の限度額とする。

(3) 事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。）を目的とする場合の借入れは、投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れとし、この場合の借入れは、当該投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の借入期間及び借入限度額とする。なお、当該借入れの事例として、以下のような事例が考えられる。

イ ファンド・オブ・ファンズの銘柄組替えにおいて、別銘柄の買付代金の支払いに、組入れ投資信託の売却代金の入金を見込んでいる場合における当該売却代金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

ロ ファンド・オブ・ファンズの分配金の支払いに、組入れ投資信託の分配金の入金を見込んでいる場合における当該分配金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

ハ 証拠金の受領額を当日の資金繰りに見込んでいる場合における当該証拠金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

（ヘッジを目的とした投資信託の外国為替の買予約の限度額等）

第5条 規則第16条第1号に規定する外貨建資産の取得代金その他の細則で定める金銭等は、次に掲げるものとする。

(1) 信託財産において投資を行う外貨建資産（取得予定を含む。）の代金

(2) 信託財産において行うデリバティブ取引等（規則第17条に規定するデリバティブ取引等をいう。）に係る外貨建の証拠金及びオプション料等取引を行うに必要な金銭

(3) 信託財産において外貨で支払うべき諸費用

(4) 売予約の決済代金

2 規則第16条第1号に規定する細則で定める限度額は、予約締結時において信託財産の外貨建資産の組入可能額から当該信託財産が保有する外貨建資産の時価総額を差し引いた金額とする。ただし、反対売買契約を締結した予約（通貨及び受渡日が同一のものをいう。）は、予約の残高から差し引けるものとする。

（ヘッジを目的とした投資信託の外国為替の売予約の限度額等）

第6条 規則第16条第2号に規定する保有外貨建資産その他の細則で定める金銭等は、次に掲げるものとする。

(1) 信託財産において保有している外貨建資産（取得が確実なものを含む。）

(2) 信託財産の保有外貨建資産に係る利金及び配当金等信託財産が信託期間中に受取る金銭（受取り予定のものを含む。）

(3) 買予約の決済代金

- 2 規則第16条第2号に規定する細則で定める限度額は、予約締結時において信託財産が保有する外貨建資産の時価総額に当該信託財産が信託期間中に受取ることが予定されている利金及び配当金等を加えた金額とする。ただし、反対売買契約を締結した予約（通貨及び受渡日が同一のものをいう。）は、予約の残高から差し引けるものとする。
- 3 前項に規定する外貨建資産の時価総額の計算に当たっては、信託期間中に償還となる債券について、当該債券の時価に代えて償還金額で計算できるものとする。

（デリバティブ取引等に係る投資制限に関する方式）

第6条の2 規則第17条第2項に規定する細則で定める方式は、次に掲げる方式とする。

- (1) 簡便法
- (2) 標準的方式
- (3) VaR方式

（デリバティブ取引等をヘッジ目的で利用する投資信託）

第7条 規則第18条第2項に規定する細則で定める投資信託は、次に掲げる投資信託とする。

- (1) 長期公社債投資信託（昭和36年に発足した長期公社債投資信託をいう。）
- (2) 中期国債ファンド
- (3) 財形株投
- (4) 利金ファンド
- (5) フリー ファイナンシャル ファンド
- (6) 財形給付金ファンド

（規則第22条第1項第6号に規定するその他の要件）

第8条 規則第22条第1項第6号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 投資信託間の相互又は循環保有は行わないものであること
- (2) ファンド・オブ・ファンズ（当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託（外国投資信託のうちこれに類するものを含む。）の場合を除く。）には投資しないものであること
- (3) 一委託会社（当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。）が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%を超えるものではないこと

## 附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成16年5月25日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成17年6月9日から実施する。

## 附 則

1. この改正は、平成18年5月24日から実施する。
2. 改正後の第2条第2号に定める監査は、会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）に基づいて行われた監査を含むものとする。

## 附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成23年2月17日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第6条の2を新設。

## 附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

ただし、この細則の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して5年を経過するまでの間は、第3条第2号ヨの規定は、適用しない。なお、当該投資信託に関し同条に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

\*改正条項は、次のとおりである。

第3条第2号カ及びヨを新設。

## 附 則

この改正は、平成27年3月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条の3第2号及び第1条の5第1項第1号、第2号を改正。

## 附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第3条柱書を改正。

## 附 則

この改正は、平成30年6月13日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第4条第3号を新設。

## 附 則

この改正は、令和4年1月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条の2を新設。旧第2条の1～第2条の6が第2条の2～第2条の7へ条ずれ。

## 附 則

この改正は、**令和6年4月20日**から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条の2を新設、旧第1条の2～第1条の7が第1条の3～第1条の8へ条ずれ。

(未施行部分：本文内において赤字で表示している部分)

## 附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

\*改正条項は、次のとおりである。

第2条及び同条第1号～第3号を改正、第2条第4号を新設。